

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 THE RYOWA TRINITY TOWN（商業棟）
 - (2) 所在地 広島市西区福島町二丁目20番2の一部
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トリニティ
代表取締役 和田 良雄
広島市西区楠木町二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
ダイレックス株式会社
代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年7月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,734平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

No.	位置	収容台数
1	建物北東側	61台
2	建物屋上	83台
	合計	144台
	届出台数	55台

※ 駐車場整備台数144台の内55台を来客用の届出駐車台数とする。

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

No.	位置	収容台数
1	建物北東側	68台
2	建物北西側	20台
	合計	88台
	届出台数	50台

※ 駐輪場整備台数88台の内50台を来客用の届出駐輪台数とする。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

No.	位 置	面 積
1	建物東側	5 0 m ²
2	建物北西側	5 0 m ²
	合 計	1 0 0 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	位 置	容 量
1	建物東側	5 m ³
2	建物北西側	6 m ³
	合 計	1 1 m ³

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻：午前9時

イ 閉店時刻：午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
1	2箇所	出入口No.1：駐車場北側
		出入口No.2：駐車場西側
合 計	2箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前零時から午後12時まで（24時間）
2	午前零時から午後12時まで（24時間）

8 届出年月日

令和4年10月31日

9 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部区政調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年11月1日から令和5年3月1日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

1 1 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

1 2 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和5年3月1日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課